

第 7 9 号議案

東京都台東区立産業交流施設条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、産業交流施設を設置するため提出します。

東京都台東区立産業交流施設条例

（設 置）

第1条 事業者を中心として、人、もの及び情報の交流を通じた地場産業の振興、新たなビジネスチャンスの創出及び活気とにぎわいにあふれた活動の促進を図り、もって区内事業者の持続的な発展及び地域経済の活性化に寄与するため、東京都台東区立産業交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京都台東区立産業交流施設	東京都台東区小島二丁目9番10号

（施 設）

第3条 交流施設には、次の施設を設ける。

- （1） 多目的ショールーム
- （2） 多目的ルーム
- （3） 講堂
- （4） オープンスペース
- （5） 催事スペース
- （6） ワークスペース

（事 業）

第4条 交流施設は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 交流施設の利用者相互の交流及び連携を促進するために必要な事業

(2) 区内産業の活性化に寄与する活気とにぎわいの創出に関する事業

(3) 区内産業に関する情報の収集及び発信

(4) 前3号に掲げるもののほか、東京都台東区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第5条 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他台東区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付して区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、交流施設の管理を行わせることにつき最適な団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が最適なサービスの確保に資するものであること。

(2) 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現に指定管理者に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が交流施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 施設の利用の承認、利用の制限及び利用の承認の取消しに関すること。
- (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が交流施設の管理上必要と認める業務

（個人情報の取扱い）

第8条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(休館日)

第9条 交流施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第10条 交流施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の申請及び承認)

第11条 施設を利用しようとするもの（オープンスペース及び催事スペースにあっては、その全部又は一部を独占して利用しようとするものに限る。）は、規則で定めるところにより申請し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を行う際に、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の利用を

不適當と認めるとき。

（利用料金）

第 1 3 条 第 1 1 条の規定により施設の利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第 1 4 条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるとき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第 1 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が規則で定める特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡禁止）

第 1 6 条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更禁止）

第 1 7 条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用承認の取消し等）

第 1 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停

止することができる。

(1) 施設の利用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(4) 利用の承認をした後に、第12条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は前条の規定により施設の利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、利用に際して施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及

び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 第11条の規定による施設の利用の申請その他利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第13条関係）

施設・設備名	金額	
	平日	土曜日、日曜日及び休日
多目的ショールーム1	1時間につき 2,200円	1時間につき 2,900円
多目的ショールーム2	1時間につき 800円	1時間につき 1,000円
多目的ルーム1	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,300円
多目的ルーム2	1時間につき 1,900円	1時間につき 2,500円
多目的ルーム3	1時間につき 1,400円	1時間につき 1,800円
多目的ルーム4	1時間につき 600円	1時間につき 800円
多目的ルーム5	1時間につき 1,400円	1時間につき 1,800円
多目的ルーム6	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,300円
講堂	1時間につき 9,900円	1時間につき 12,900円
オープンスペース (1区画当たり)	1時間につき 600円	1時間につき 800円
催事スペース (1区画当たり)	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,300円
付帯設備	付帯設備1単位ごとの使用回数1回につき、10,000円を上限として規則で定める額	

備考

1 この表における平日は、土曜日を除いたものとする。

2 この表における休日は、国民の祝日に関する法律（昭和

23 年法律第 178 号) に定める休日をいう。

3 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

別表第 2 (第 13 条関係)

施設名	金額
ワークスペース (1 人当たり)	1 時間につき 660 円

備考

- 1 防音個室ブースを利用するときは、その利用時間 1 時間につき 220 円を加算した額とする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。